

「平成23年人事院公示第18号の一部を改正する人事院公示案」及び「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要

I 趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）による学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正等により、令和8年4月1日以降、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定めるところにより大学に編入学することができるものについて、従来、修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものとされていたものが、「特定専門課程」と定められ、当該特定専門課程を置く専修学校には、「専攻科」を置くことができることとされた。また、文部科学大臣が指定した一定の基準を満たす専攻科を修了した者については、大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として大学の専攻科又は大学院の入学資格が認められることとなった。

これらを踏まえ、国家公務員採用試験のうち大卒程度の者に行う採用試験及び経験者採用試験の一部に係る受験資格の要件のうち、専修学校の専門課程の修了者等のうち大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として取り扱うものについて、「文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程を修了した者等」としていたものを「特定専門課程を修了した者等」に改める。また、文部科学大臣が指定した一定の基準を満たす専攻科を修了した者について、大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として取り扱うことができるようにすることとする。

II 改正内容

1 特定専門課程の新設

専修学校の専門課程の修了者等に関し、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）、刑務官採用試験（大卒程度試験）、財務専門官採用試験）、経験者採用試験（係長級（事務））府省合同B区分において大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として取り扱うものについて、上記Iに鑑み、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者等としていたものを「特定専門課程を修了した者等」に改めるため、平成23年人事院公示第18号及び平成26年人事院公示第22号の一部を改正する。

2 受験資格の要件への専攻科の追加

専修学校の専門課程の修了者等に関し、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）、

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）、刑務官採用試験（大卒程度試験）、法務省専門職員（人間科学）採用試験（社会人区分を除く）、外務省専門職員採用試験、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、航空管制官採用試験、海上保安官採用試験、経験者採用試験（係長級（事務））府省合同B区分について、上記Ⅰに鑑み、専修学校の専門課程のうち文部科学大臣が指定した専攻科を修了した者について、大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として新たに受験資格の要件に追加するため平成23年人事院公示第18号及び平成26年人事院公示第22号の一部を改正する。

3 経過措置

1の改正の施行の際、「特定専門課程を修了した者等」と定められる以前に受験資格が認められていた課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程）を修了した者等について、施行後も引き続き受験資格を認めるよう、所要の経過措置を講じる。

Ⅲ 施行期日

令和8年12月1日（予定）